

講義・演習概要

(シラバス)

税務専門課程

第16期

税務・徴収コース

【平成30年9月19日～平成30年10月12日】

税務専門課程 第16期 税務・徴収コース シラバス一覧

研修課目	番号	配布	担当講師	
1 総合教養課目				
今後の地方税財政改革の展望	1-1	○	青木 宗明	神奈川大学経営学部教授
校長講話	—	—	松崎 茂	自治大学校長
2 地方税を取り巻く課題				
都道府県税の当面の課題	2-1	○	池田 達雄	総務省自治税務局都道府県税課長
市町村税の当面の課題	2-2	○	鈴木 清	総務省自治税務局市町村税課長
固定資産税の当面の課題	2-3	○	田辺 康彦	総務省自治税務局固定資産税課長
債権管理のマネジメント	2-4	○	永嶋 正裕	前船橋市税務部参事兼債権管理課長
地方税徴収の動向とこれからの方向性	2-5	○	柏木 恵	(一財)キャノングローバル戦略研究所主任研究員
地方公共団体の債権管理概要	2-6	○	永嶋 正裕	前船橋市税務部参事兼債権管理課長
3 租税法総論・地方税法総論総則				
租税法総論	3-1	○	佐藤 英明	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
連帯納税義務・第二次納税義務	3-2	○	那倉 長治	(公財)東京税務協会専門講師
納税義務の承継	3-3	○	斎藤 博史	(公財)東京税務協会専門講師
地方税と他の債権との調整	3-4	○	金丸 克己	(公財)東京税務協会専門講師
納税の猶予・担保の徴収	3-5	○	斎藤 博史	(公財)東京税務協会専門講師
滞納処分の執行停止	3-6	○	久野 達也	神奈川県高津県税事務所長
4 関係法規				
破産法	4-1	○	川上 俊宏	弁護士
民事執行法	4-2	○	川上 俊宏	弁護士
滞調法	4-3	○	小山 紀久朗	税理士
5 滞納処分				
国税徴収法	5-1	○	酒井 敏也	税務大学校教授
財産調査	5-2	○	小山 紀久朗	税理士
動産・有価証券の差押え	5-3	○	川井 幸生	横浜市健康福祉局保険年金課滞納整理支援担当係長
債権の保全・回収	5-4	○	野口 茂	税理士
不動産の差押え	5-5	○	川上 貴司	神奈川県平塚県税事務所納税課長
その他の財産の差押え	5-6	○	伊澤 健一	東京都足立都税事務所滞納整理専門課長
交付要求・参加差押え	5-7	○	川田 路人	横浜市財政局徴収対策課担当係長
財産の換価・配当	5-8	○	野口 茂	税理士
6 演習				
レポート作成演習 (オリエンテーション)	6-1	○	石黒 圭	国立国語研究所教授・一橋大学連携教授

講義・演習概要 (シラバス)

税務・徴収コース第16期 (平成30年9月19日～平成30年10月12日)

課目名	今後の地方税財政改革の展望
時限数	2時限
担当講師	<p>神奈川大学経営学部教授 青木宗明</p> <p>1959年東京生まれ。法政大学経済学部、同大学院博士課程、フランス留学を経て1997年より現職。財政学・租税論を講義しつつ、研究の専門はフランス地方税財政の実証分析。自治体の各種の委員会や自治体シンクタンクのチーフを勤める等、わが国自治体と地方議会の現場を熟知。特に独自課税については都・県・市の税制調査会・研究会の多くに関与し、「銀行税」、宿泊税から水源環境税・森林税、横浜市みどり税まで多数かかわってきた。著作に『苦悩する農山村の財政学』『現代の地方財政』『財政学』など。</p>
ねらい	地方税・地方財政について、地方自治体の職員として、特に徴税事務に取り組む上で認識しておくべき必須の事項に理解を深める。
講義概要	<p>この講義は、今後の地方税制をどうすべきか、何が課題で、その課題や障害をいかに克服すべきかを、受講生自らに考えてもらうことを目的とする。</p> <p>最初の時限で、地方税や地方財政の推移を統計データで確認しつつ、地方税がどのような状況にあり、その現況がいかに評価されたり批判されたりしているのかを認識してもらう。特に近年の変遷では、法人課税を中心とする自治体間の格差が問題視され、地方分権に反する形で地方税制の改変と地方税を用いた無節操な財源再配分が行われている点に着目する。</p> <p>2時限目は、この現況から生じる問題の深刻さと問題解決への障害の大きさを認識した上で、事態改善に必要な方策を考える。具体的には、難局打開に向け必要とされる2点を受講者に深く考察してもらう。すなわち、(1) 巷に広まる通説に疑問の目を向けつつ地方税の本来のあり方を改めて確認すること、(2) 地方税制と密接な関係にある地方交付税を本来の機能が果たせるように再建することの2点である。この考察に要する地方交付税や地方財政調整についての基礎知識は、もちろん講義において提示する。</p>
受講上の注意	地方税の争点や疑問点について、自分自身で考えられるようにするため、また多様な意見が存在することを体感するために、受講者に意見表明やコメントを求めたい。できるだけ多くの質問を投げかけるので、集中力を持って楽しんでいただきたい。
使用教材	当日に配布をするレジュメ・資料
効果測定	なし
その他 (他の課目との関連)	

講義・演習概要 (シラバス)

税務・徴収コース第16期 (平成30年9月19日～10月12日)

課目名	都道府県税の当面の課題	
時限数	1時限	
担当講師	総務省自治税務局都道府県税課長 池田 達雄	
ねらい	地方公共団体の上級税務職員として必要な税務に関する専門的知識・能力を習得するとともに、都道府県税の現状や制度改正の趣旨・背景、今後の検討課題など、幅広い観点から都道府県税制度に関する理解を深めることをねらいとする。	
講義概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総論 ・ 地方法人課税 ・ 車体課税 ・ 地方消費税 ・ ゴルフ場利用税 ・ 軽油引取税 ・ 狩猟税 	
受講上の注意		
使用教材	教科書	独自資料
	参考図書	
効果測定	なし	
その他 (他の課目との関連)		

講義・演習概要 (シラバス)

税務・徴収コース第16期 (平成30年9月19日～平成30年10月12日)

課目名	市町村税の当面の課題	
時限数	1時限	
担当講師	総務省自治税務局市町村税課長 鈴木 清	
ねらい	地方公共団体の上級税務職員として必要な税務会計等に関する専門的知識・能力を習得するため、地方税の現状と課題について、市町村税に関する事項を中心に学ぶ。	
講義概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人住民税の概要 2. ふるさと納税 3. 個人住民税を巡る最近の動向と今後の課題 4. 森林環境税 (仮称) 5. その他市町村税関係 	
受講上の注意		
使用教材	教科書	独自資料
	参考図書	
効果測定		
その他 (他の課目との関連)		

講義・演習概要 (シラバス)

税務・徴収コース第16期 (平成30年9月19日～平成30年10月12日)

課目名	固定資産税の当面の課題	
時限数	1時限	
担当講師	総務省自治税務局固定資産税課長 田辺 康彦 <プロフィール> 平成4年4月 自治省採用 平成18年7月 同 自治税務局都道府県税課課長補佐 平成19年4月 同 自治税務局企画課理事官 平成20年7月 同 自治税務局企画課税務企画官 平成21年4月 青森県総務部長 平成24年7月 自治体国際化協会 シドニー事務所長 平成27年8月 同 事務局長 平成29年7月 総務省消防庁国民保護・防災部防災課長 平成30年8月 現職	
ねらい	地方公共団体の上級税務職員として必要な税務会計等に関する専門的知識・能力を習得するため、地方税の現状と課題について、固定資産税に関する事項を中心に学ぶ。	
講義概要	1 制度 2 平成30年度税制改正 3 都市計画税 4 その他 (参考資料)	
受講上の注意		
使用教材	教科書	独自資料
	参考図書	なし
効果測定	なし	
その他 (他の課目との関連)		

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第16期（平成30年9月19日～平成30年10月12日）

課目名	債権管理一元化のマネジメント
時限数	2時限
担当講師	<p>地方公共団体債権管理コンサルタント 前船橋市税務部参事兼債権管理課長。(株)シンクサービス事業推進部長 ＜プロフィール＞</p> <p>平成19年度 「公金徴収一元化検討委員会」の検討部会座長を務める 平成20年4月 新組織の債権回収対策室長に就任し公金徴収一元化を実施 平成23年4月 全国初の債権管理課長に就任し民事訴訟の一元化を実施 平成25年11月 総務大臣表彰受賞し皇居にて天皇皇后の拝謁を受ける</p>
ねらい	徴収事務をはじめとする債権管理事務は、これまでのような各部署で徴収や収納管理をするのではなく、全庁的に横断的な債権管理をしなければならないが、その実施するに際し、庁内組織のマネジメントによる横断的な債権管理を行わなければならない。その実践的な手法について解説する。
講義概要	地方公共団体の債権を滞納するものは、債権の種類を問わず非常に高い確率で2つ以上の債権を重複して滞納している。その際に債権別の担当者による徴収事務を実施するのではなく効率よく公平公正に行うためのマネジメントについて講義する。
受講上の注意	なし
使用教材	レジュメ（パワーポイント画面印刷）
効果測定	
その他 (他の課目との関連)	地方公共団体の債権管理概要

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第16期（平成30年9月19日～平成30年10月12日）

課目名	地方税徴収の動向とこれからの方向性
時限数	2時限
担当講師	<p>キヤノングローバル戦略研究所研究主幹 柏木恵 博士（経済学）。税理士。財務省総合政策研究所客員研究員。株式会社大林組を経て、2001年より富士通総研で国や自治体のコンサルティングに従事。2009年より現職、現在に至る。専門分野は財政学、地方財政、公会計、官民連携など。日本財政学会員、日本地方財政学会員、国際公共経済学会員。総務省地方財政審議会特別委員、総務省「官民連携入札等監理委員会」専門委員、総務省「地方公会計の活用のあり方に関する研究会」委員、東京都「固定資産評価に関する検討委員会」委員、横浜市税制調査会委員などを歴任。著作は単著に『図解よくわかる地方税のしくみ』、『自治体のクレジット収納』、『英国の国営医療改革』がある。</p>
ねらい	自治体職員が広い視野を持って税徴収の精度を上げるために、地方税徴収の動向を把握し、地方税を中心とした自治体の財政やこれからの地方税徴収の方向性を理解することを目的とする。
講義概要	<p>本講義では、地方税徴収の動向を把握し、今後の地方税徴収をどうすべきか、何が課題で、その障害をいかに克服すべきかを、受講生みずからに考えてもらうことを目的とする。</p> <p>第1時限では、自治体の取り巻く状況を広く紹介し、昨今の自治体の厳しい財政状況の中における地方税徴収の位置づけを把握する。</p> <p>第2時限は、最新の地方税徴収の取り組みを紹介しながら、現在の税徴収の課題を整理し、今後の地方税徴収の方向性について検討する。最後に中堅職員として新人職員や後輩職員への教育をどのように行っていくかについても言及する。</p>
受講上の注意	特になし
使用教材	講義用パワーポイント資料、テキスト『図解よくわかる地方税のしくみ』
効果測定	なし
その他 (他の課目との関連)	

税務・徴収コース第16期（平成30年9月19日～平成30年10月12日）

課目名	地方公共団体の債権管理概要
時限数	2時限
担当講師	<p>地方公共団体債権管理コンサルタント 前船橋市税務部参事兼債権管理課長。(株)シンクサービス事業推進部長 <プロフィール></p> <p>平成19年度 「公金徴収一元化検討委員会」の検討部会座長を務める 平成20年4月 新組織の債権回収対策室長に就任し公金徴収一元化を実施 平成23年4月 全国初の債権管理課長に就任し民事訴訟の一元化を実施 平成25年11月 総務大臣表彰受賞し皇居にて天皇皇后の拝謁を受ける</p>
講義概要 及び ねらい	<p>地方公共団体の債権は、市税のほか国民健康保険料、介護保険料、保育料、下水道使用料等の債権（以下「強制徴収公債権」という。）は、自力執行権が付与され滞納処分が可能な債権である。一方、公営住宅使用料、学童保育料、奨学金、病院診療費等の債権（以下「非強制徴収公債権・私債権」）は、自力執行権が無いことから強制執行するためには裁判所の命令が必要な債権である。</p> <p>このため地方公共団体は、債権ごとに規定された法令等に基づき債権を回収することとなるが、回収できずに累積する収入未済額を縮減することは喫緊の課題である。</p> <p>講義では、地方公共団体の債権を関係法令から分類し、法的効果の違いによる効果的・効率的な債権回収方法や、税と強制徴収公債権を一元徴収するための組織や個人情報の取扱い、滞納整理の実務、非強制徴収公債権・私債権の支払督促・民事訴訟・民事執行を提起する際の法的な手続、債権管理条例の制定、債権放棄、相殺、議会対策など実務経験や法令・判例・事例を紹介しながら解説する。</p>
受講上の注意	なし
使用教材	レジュメ（パワーポイント画面印刷）
効果測定	なし
その他 (他の課目との関連)	債権管理一元化のマネジメント

税務・徴収コース第16期 (平成30年9月19日～平成30年10月12日)

課 目 名	租税法総論
時 限 数	6時限
担 当 講 師	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 佐藤 英明 昭和60年3月東京大学法学部卒業 昭和60年4月東京大学法学部助手 昭和63年5月神戸大学法学部助教授 平成10年4月神戸大学法学部教授 平成12年4月神戸大学大学院法学研究科教授 平成23年4月慶應義塾大学大学院法務研究科教授
ね ら い	この講義では、租税法全体にかかわる基礎知識、個別の租税法規の適用の基礎となる租税法の基本原則、国税と対比した場合の地方税の特色を説明した後、租税法規の解釈適用手法の通論について、理解を深める。主として、裁判例をとりあげ、現在の法の状況を理解することをねらいとする。
講 義 概 要	I 租税・租税法の性質と戦後税制の沿革 1. 租税・租税法の性質 (1) 「租税」の持つ意味 (2) 「租税法」の性質 2. 第二次世界大戦後における日本の租税制度の発達 (1) 終戦直後の税制改革 (昭和21年～23年) (2) シャウプ税制 (昭和25年) (3) シャウプ税制変容期 (昭和28年～59年) (4) 抜本的税制改革 (昭和60年～) (5) 平成の日本税制 II 租税法律主義と租税公平主義 1. 租税法律主義 (1) 租税法律主義の意義 ○固定資産税名義人課税事件 (2) 判例における「租税」の意義 ●旭川市国民健康保険条例事件 (3) 課税要件法定主義 ○大阪銘板事件 ●共同組合員登録免許税軽減事件 (4) 地方税条例主義 ○秋田市国民健康保険税事件

	<ul style="list-style-type: none"> ●神奈川県臨時特例企業税事件 (5) 課税要件明確主義 <ul style="list-style-type: none"> ○丸中縫工株式会社事件 (6) 遡及立法禁止原則 <ul style="list-style-type: none"> ●土地譲渡損失損益通算否定事件 (7) 合法性の原則 <ul style="list-style-type: none"> ○自動車税減免申請事件 2. 租税公平主義 <ul style="list-style-type: none"> (1) 意義 (2) 立法との関係 <ul style="list-style-type: none"> ○大嶋訴訟 (3) 執行との関係 <ul style="list-style-type: none"> ●スコッチライト事件 III 国税と地方税 IV 租税法の解釈と適用 <ul style="list-style-type: none"> 1. 租税法の解釈 <ul style="list-style-type: none"> (1) 厳格解釈の要請 <ul style="list-style-type: none"> ●ホステス報酬源泉徴収事件 (2) 借用概念の解釈 <ul style="list-style-type: none"> ●武富士事件 (3) 租税法と信義則 <ul style="list-style-type: none"> ○酒類販売業者青色申告事件 2. 租税回避とその否認 <ul style="list-style-type: none"> (1) 否認に関する原則 <ul style="list-style-type: none"> ○金子宏「租税法と私法——借用概念及び租税回避について」 ●相互売買事件 (2) 租税回避の解釈論的否認 <ul style="list-style-type: none"> ○金子宏「租税法と私法——借用概念及び租税回避について」 ○外国税額控除事件 ○パラツィーナ事件
<p style="text-align: center;">受講上の注意</p>	<p>授業開始前に参考資料「租税と租税法の意義」に目を通しておいください。 また、『プレップ租税法〔第3版〕』をザッと通読していることが望ましいですが、時間的余裕がない場合は「プロローグ」、第2講、第7講、「エピローグ」だけでもかまいません。これら2種類の予習で、この授業の内容の大部分を概観することができます。</p> <p>講義概要で「●」をつけた資料には、受講前に『ケースブック租税法〔第5版〕』を使って目を通しておいください。</p> <p>租税法を学ぶ場合に、裁判例を学ぶことは不可欠です。判決を読むのに慣れて、楽しめるようになりましょう。</p>
<p style="text-align: center;">使用教材</p>	<p>佐藤英明『プレップ租税法〔第3版〕』（弘文堂・2015年）</p>

	金子宏・佐藤英明・増井良啓・渋谷雅弘共編著『ケースブック租税法〔第5版〕』（弘文堂・2017年）を主要なテキストとして用い、補充教材を配布します。
効果測定	特になし。
その他 (他の課目との関連)	特になし。

税務・徴収コース第16期（平成30年9月19日～平成30年10月12日）

課 目 名	連帯納税義務・第二次納税義務
時 限 数	2 時限
担 当 講 師	(公財)東京税務協会専門講師 那倉長治 <プロフィール> 東京都主税局に勤務、同局の徴収部専門課長として滞納整理を指導 現在は、(公財)東京税務協会の滞納整理担当講師
ね ら い	<連帯納税義務> 固定資産税等滞納の中では、連帯納税義務に関する事案が多く追及が完全でない場合がある。 連帯して全額を納める義務を負う「連帯納税義務」の制度について、民法の連帯債務の準用を解説するとともに、具体的事例を示して滞納事案の早期解決を目指すことをねらいとする。 <第二次納税義務> 納税者の財産が「形式的に第三者に帰属」していることが原因で徴収できないとすると徴収の合理性を欠くことになる。滞納事案の中には第二次納税義務の適用なくしては整理の進展がしないものも少なくない。 納税義務の拡張としての二次納を理解し、財産調査、滞納処分の中を広げる事によって質の高い滞納整理を目指すことをねらいとする。
講 義 概 要	<連帯納税義務> 地方団体の徴収金の連帯納税義務については民法の規定を準用するとしながらも、特に納税の告知、督促については民法434条の規定は準用されず理解しにくいところであるから、判例等を基に講義し、さらに、連納者相互間の相対的効力、絶対的効力について事例を通して解説する。 <第二次納税義務> 第二次納税義務の趣旨、第二次納税義務の性格、第二次納税義務の成立を論じ、主たる納税者等の納税義務と第二次納税義務者の納税義務との関係（徴収手続、履行、免除、猶予、停止等）を解説する。 特に11条の3（清算人等の第二次納税義務）、11の8（無償又は著しい定額の譲り請け人等の第二次納税義務）は例題をもって理解を深める。
受講上の注意	
使用教材	講師作成のテキスト（レジュメ）
効果測定	
そ の 他 (他の課目との関連)	

税務・徴収コース第16期 (平成30年9月19日～平成30年10月12日)

課 目 名	納税義務の承継
時 限 数	2 時限
担 当 講 師	<p>(公財)東京税務協会専門講師 斎藤博史 <プロフィール> 平成23年3月に東京都を定年退職しました。昭和54年4月より32年間主税局に勤務し、このうち30年間徴収部門で仕事をしました。担当した業務は、一般の滞納整理が10年、不動産公売を主とした公売事務が10年、企画指導業務が10年といったところです。10年くらい前から地方税の徴税をめぐる様々な問題に関心を持っています。とりわけ、固定資産税と抵当権の関係の見直しについては、今後、制度改正に向けた地方団体の世論喚起に努めていきたいと考えています。</p>
ね ら い	<p>主として、相続による「納税義務の承継」の制度について解説し、納税義務の的確な把握や租税債権の確保のために必要な知識・手法の修得を図る。</p>
講 義 概 要	<p>I 地方税法が定める納税義務の承継の概要 II 相続による納税義務の承継 1 はじめに 2 相続の基本的な仕組み 3 納付責任制度 4 相続があった場合の書類の送達の特例 III 相続放棄、限定承認と租税の徴収 1 相続放棄との関係 2 限定承認との関係</p>
受講上の注意	なし
使用教材	講師作成のテキスト (レジュメ) を配布予定
効果測定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第16期（平成30年9月19日～平成30年10月12日）

課目名	地方税と他の債権との調整
時限数	2時限
担当講師	(公財)東京税務協会専門講師 金丸 克己 <プロフィール> 東京都主税局徴収部 公売係長 納税指導係長（課長補佐） 滞納整理専門管理職（新宿・渋谷・豊島都税事務所等）
ねらい	1 地方税の優先原則、地方税と他の債権との調整に係る規定を学び、各規定に係る滞納整理上の着眼点の理解を目指す。 2 研修で学んだ知識を滞納整理実務上のスキルとしてその活用を目指す。
講義概要	1 講師作成のテキストにより、地方税法第14条から第14条の20までの条文の説明を行う。 2 各条文についての「着眼点」及び「ケース別の解説」を行う。 3 具体的事例に則し14条関係適用に係る留意事項を解説する。
受講上の注意	
使用教材	レジュメ テキスト「滞納整理事務の手引」
効果測定	
その他 (他の課目との関連)	

講義・演習概要 (シラバス)

税務・徴収コース第16期 (平成30年9月19日～平成30年10月12日)

課 目 名	納税の猶予・担保の徴収
時 限 数	2 時限
担 当 講 師	<p>(公財) 東京税務協会専門講師 斎藤博史</p> <p><プロフィール> 平成23年3月に東京都を定年退職しました。昭和54年4月より32年間主税局に勤務し、このうち30年間徴収部門で仕事をしました。担当した業務は、一般の滞納整理が10年、不動産公売を主とした公売事務が10年、企画指導業務が10年といったところです。10年くらい前から地方税の徴税をめぐる様々な問題に関心を持っています。とりわけ、固定資産税と抵当権の関係の見直しについては、今後、制度改正に向けた地方団体の世論喚起に努めていきたいと考えています。</p>
ね ら い	滞納整理における納税の緩和制度の位置づけ及び「徴収猶予」「換価の猶予」制度と、これらに関連する「延滞金の減免」「担保の徴取」制度について解説する。
講 義 概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1 滞納整理における納税の緩和制度の位置づけと意義 事実上の猶予との関係 2 徴収猶予制度の概要 3 換価の猶予制度の概要 4 延滞金の減免・担保制度の概要 5 演習課題の解説・質疑
受講上の注意	事実上の猶予と法に定められた猶予制度との関係につき、特に問題意識を持って受講して欲しい。
使用教材	講師作成のテキスト (レジュメ) を配布予定
効果測定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

税務・徴収コース第16期（平成30年9月19日～平成30年10月12日）

課目名	滞納処分の執行停止
時限数	2時限
担当講師	神奈川県高津県税事務所長 久野 達也 <プロフィール> 昭和58年4月に神奈川県に入庁とともに横浜県税事務所納税第二課に配属となり、税務で32年間（県税事務所18年間、県庁税務課13年間、税制企画課副課長1年間）勤務後、平成30年4月から現職
ねらい	滞納整理により収入未済額削減を図る中で、滞納処分の促進とともに、納税の緩和制度として実務上大変重要な「滞納処分の停止」について解説するとともに、徴収の担当、事務指導担当、現場責任者、管理監督者の各立場での経験を生かした実務的な解説を行う。
講義概要	講義内容は、次のとおり。 ○ 滞納処分の停止の重要性 ○ 滞納処分の停止の要件 ○ 滞納処分の停止の手続き ○ 滞納処分の停止の効果 ○ 納税義務の消滅 ○ 滞納処分の停止の取消
受講上の注意	なし
使用教材	講義レジュメ（その他、資料配付予定）
効果測定	なし
その他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要 (シラバス)

税務・徴収コース第16期 (平成30年9月19日～平成30年10月12日)

課目名	破産法
時限数	5時限
担当講師	川上法律事務所 弁護士 川上俊宏 <プロフィール> 平成3年に入都、在職中に司法試験に合格し、平成7年から弁護士活動を開始。平成10年4月に川上法律事務所を開業。
ねらい	滞納者である個人・法人の倒産等の際し、機動的かつ迅速に対応するため、徴収関係法規と破産法、民事再生法等との関連を中心に解説し、倒産関連法規の適用時における滞納整理の手続の修得を図る。
講義概要	①倒産手続と総称される法的整理手続について、その特質を理解してもらう。 ②清算型手続の代表である破産手続について、手続の概要を理解してもらうとともに租税債権の取扱いがどのように規定されているかを確認のうえ、滞納整理にあたり注意すべき点を解説する。 ③再建型手続の代表である民事再生手続について、手続の概要を理解してもらうとともに租税債権の取扱いがどのように規定されているかを確認のうえ、滞納整理にあたり注意すべき点を解説する。
受講上の注意	
使用教材	講義レジュメ
効果測定	なし
その他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要 (シラバス)

税務・徴収コース第16期 (平成30年9月19日～平成30年10月12日)

課 目 名	民事執行法
時 限 数	6 時限
担 当 講 師	川上法律事務所 弁護士 川上俊宏 <プロフィール> 平成3年に入都、在職中に司法試験に合格し、平成7年から弁護士活動を開始。平成10年4月に川上法律事務所を開業。
ね ら い	最近の社会経済情勢の流動化、複雑化により、租税法による対応のみでは問題の解決が極めて困難な状況にあることから、滞納整理実務と不即不離の関係にある民事執行法について解説し、滞納処分を円滑に執行するためにこれと競合する実体的な担保権の知識も含め、必要な知識の修得を図る。
講 義 概 要	①滞納整理実務としばしば競合する民事執行手続について、不動産競売手続を中心に手続の概要を説明し、その異同を理解してもらう。 ②民事執行手続の前提となる物的担保について、非典型担保を中心にその理解を深めてもらい、滞納整理にあたり有効な知識を修得してもらう。
受講上の注意	
使用教材	講義レジュメ
効果測定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要 (シラバス)

税務・徴収コース第16期 (平成30年9月19日～平成30年10月12日)

課 目 名	滞調法
時 限 数	5時限
担 当 講 師	<p>税理士 小山紀久朗 <プロフィール> 国税庁職員として船橋税務署長、王子税務署長などを歴任し、退官後は(株)整理回収機構執行役員相談室長、平成19年4月から平成22年3月まで内閣府官民競争入札等管理委員会専門委員として公金徴収の民営化に取り組む。現在は税理士及び八千代市固定資産評価審査会委員会委員として活躍</p>
ね ら い	<p>滞納者の中には、滞納処分だけではなく、私債権による強制執行等を受けている者も少なくない。 このような場合「滞納処分と強制執行等の手続の調整に関する法律」が適用され、滞納処分と強制執行等との手続の調整が図られことになるが、この法律は準用規定が多く非常に難解である。 そこで、財産別に定められた両者の調整手続を理論的に解説するとともに、実際の様式を示して、具体的な手続の理解を深める。</p>
講 義 概 要	<ol style="list-style-type: none"> 1 調整の対象となる強制換価手続 2 両者の調整の必要性 3 両者が競合した場合の具体的な調整手続 4 実務上の問題点
受講上の注意	
使用教材	レジュメ (滞調法ガイド)
効果測定	
そ の 他 (他の課目との関連)	

講義・演習概要 (シラバス)

税務・徴収コース第16期 (平成30年9月19日～平成30年10月12日)

課 目 名	国税徴収法
時 限 数	6 時限
担 当 講 師	税務大学校総合教育部教授 酒井 敏也
ね ら い	税務を担当する職員として、税に関する専門的知識・能力を習得するため、国税徴収法について規定や特色の理解を深めることをねらいとする。
講 義 概 要	国税徴収法の基本的な事項について解説するとともに、租税徴収制度の具体的な適用についての理解を深める。
受講上の注意	
使 用 教 材	・税務大学校講本・講義レジュメ
効 果 測 定	
そ の 他 (他の課目との関連)	

講義・演習概要 (シラバス)

税務・徴収コース第16期 (平成30年9月19日～平成30年10月12日)

課 目 名	財産調査要領
時 限 数	6 時限
担 当 講 師	<p>税理士 小山紀久朗 <プロフィール></p> <p>国税庁職員として船橋税務署長、王子税務署長などを歴任し、退官後は(株)整理回収機構執行役員相談室長、平成19年4月から22年3月まで内閣府官民競争入札監理委員会専門委員として公金徴収の民営化に取り組む。現在税理士及び八千代市固定資産評価審査委員会委員として活躍中</p>
ね ら い	<p>滞納者がどのような財産を所有しているか、また、滞納者から流出しているものはないか等、滞納処分的前提として財産調査は必須である。それらについて具体的な事例に即して解説し、滞納者や第三者からの情報により滞納者の経営状況や財産の実態を把握するための知識・手法の修得を図る。</p>
講 義 概 要	<p>滞納処分的前提となる財産調査について。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本的事項 2 権限 3 関係先の調査 4 臨場調査 5 表見財産がない場合の調査 <p>に区分して説明する。</p>
受講上の注意	
使用教材	講義資料 (滞納処分のための財産調査)
効果測定	
そ の 他 (他の課目との関連)	

講義・演習概要 (シラバス)

税務・徴収コース第16期 (平成30年9月19日～平成30年10月12日)

課目名	動産・有価証券の差押え
時限数	2時限
担当講師	<p>横浜市健康福祉局 保険年金課 滞納整理支援担当係長 川井幸生 <プロフィール> 昭和59年に横浜市に入庁、23年間税徴収を担当し、平成22年度国民健康保険料徴収を担当。横浜市を税徴収において政令指定都市ナンバーワンの収納率に導く</p> <p>自治大当課程設立(平成15年度)以来、当課目の講師を務める。</p> <p>北海道、宮城県、長野県、新潟県、山梨県、滋賀県、三重県、奈良県、高知県、愛媛県、福岡県、長崎県、宮崎県、大分県、鹿児島県、札幌市、神戸市、など多くの自治体の研修会で講師を務めるなど後進の育成に力を尽くす。</p> <p>NPO法人ローカルガバメントネットワーク副理事長、九州徴収フォーラム顧問</p>
ねらい	租税債権の確保の手段として、重要な「搜索、動産・有価証券の差押え」について解説するとともに、搜索、動産・有価証券の演習を通じて、実践的な知識・手法の修得を図る。
講義概要	<p>徴収職員に与えられた極めて強力な強制力を持った財産調査の権限である「搜索」の法的位置づけと、その効率的運用について分かりやすく解説する。</p> <p>搜索に伴い発見した動産・有価証券の差押えについて、解説する。</p> <p>講義は、2時限とし、講義内容の項目及び進行方法は、次のとおりです。</p> <p>1時限目 搜索・動産差押の講義</p> <p>2時限目 上場企業の株券・社債券・国債の差押と公売の講義</p>
受講上の注意	
使用教材	・講義レジュメ・
効果測定	なし
その他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要 (シラバス)

税務・徴収コース第16期 (平成30年9月19日～平成30年10月12日)

課目名	債権の保全・回収
時限数	3時限
担当講師	野口税務会計事務所 税理士 野口 茂 (東京地方税理士会会員) <プロフィール> ・元 川崎市税務部職員、市町村職員中央研修所教授 ・自治大学校税務会計特別コース修了、税理士試験合格 ・市町村職員中央研修所、千葉県自治研修センター等講師
ねらい	租税債権の確保に当たって重要な「債権の保全・回収」について、民法の基本的な事項及び租税の滞納処分との関係等について解説するとともに、具体的な事例に即した演習を通じて、実践的な知識・手法の修得を図ることをねらいとします。
講義概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 私たちの生活と民法 生活の色々なシーンで民法が関わっていることを概観 2 物権と債権の相違 物権と債権について、意義、特徴、対抗要件等の基本的な事項を説明 3 債権の保全と回収の概要 民法による債権の保全・回収のポイントを説明 4 債権そのものが持っている効力による回収 相殺、債権の譲渡、債権者代位権・詐害行為取消権による債権の保全・回収について考察する。 5 担保物権と滞納処分の関係 担保制度の概要を説明したうえで、主な担保物権について、それぞれの意義と滞納処分としての差押と競合した場合の優先関係、留意点等について考察する。 6 民法改正 改正の目的、改正の範囲、租税徴収への影響等について説明する。
受講上の注意	
使用教材	講義レジュメ
効果測定	なし
その他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要 (シラバス)

税務・徴収コース第16期 (平成30年9月19日～平成30年10月12日)

課目名	不動産の差押え その不動産、公売できますか？ 注意すべき、不動産上の権利関係について
時限数	2時限
担当講師	氏名 川上貴司 <プロフィール> 神奈川県税務課 高額滞納整理担当 2年 徴収対策課 個人住民税対策グループ4年 (派遣先 鎌倉市 横須賀市 茅ヶ崎市 厚木市 逗子市 山北町 中井町 大井町) 県税事務所納税課 10年 愛川町税務課 2年 (交流職員) 現神奈川県税務指導課 個人住民税対策グループ グループリーダー
ねらい	不動産に関する様々な権利関係の内容を理解したうえで、換価可能な不動産を見極め、徴収上意味のある不動産差押えを行うための知識の習得を目的とする。
講義概要	1 パワーポイントとレジュメに基づく講義 ・ 不動産上の注意すべき権利関係について (仮登記担保、賃借権他) ・ 演習問題の解説 2 質疑
受講上の注意	なし
使用教材	パワーポイント レジュメ
効果測定	なし
その他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要 (シラバス)

税務・徴収コース第16期 (平成30年9月19日～平成30年10月12日)

課目名	その他の財産の差押え
時限数	2時限
担当講師	<p>東京都足立都税事務所徴収課滞納整理専門課長 伊澤 健一 <プロフィール></p> <p>平成元年4月 東京都総務局へ入都 平成8年4月 主任昇任時に主税局へ異動 平成21年4月～23年3月 東京都主税局徴収部機動整理課課長補佐 平成23年4月～24年3月 東京都港都税事務所徴収課滞納整理専門課長 平成24年4月～25年3月 東京都葛飾都税事務所徴収課滞納整理専門課長 平成25年4月～27年3月 東京都江東都税事務所徴収課滞納整理専門課長 平成27年4月～28年3月 東京都渋谷都税事務所徴収課滞納整理専門課長 平成28年4月～29年3月 東京都立川都税事務所徴収課滞納整理専門課長 平成29年4月～ 現職</p>
ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 動産、有価証券、債権及び不動産以外の「その他の財産の差押え」についての解説及び具体的な事例に即した演習を行います。 ○ 演習を通じて租税債権の実現に必要とされる、多様な財産を保全するための実践的な知識・手法の修得を図ります。
講義概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録自動車、軽自動車、小型船舶、特許権、ゴルフ会員権、振替社債などの滞納処分について、事前に出題した事例演習の検討結果をもとに解説します。 ○ 換価が容易な登録自動車、軽自動車、小型船舶、振替社債などについては、差押後の手続についても、具体的な事例をあげて解説します。 ○ 講義の中心となるのは、国税徴収法に規定される各種財産の差押えの規定で、それぞれの財産の性格に着目し、具体的な滞納処分の手続きと根拠について理解を深めていきます。
受講上の注意	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事前演習問題検討時の疑問点を整理しておいてください。 ○ 発言を求められることがあります。
使用教材	講義レジメ
効果測定	なし
その他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要（シラバス）

税務・徴収コース第16期（平成30年9月19日～平成30年10月12日）

課 目 名	財産の換価・配当
時 限 数	3時限
担 当 講 師	野口税務会計事務所 税理士 野口 茂 （東京地方税理士会会員） <プロフィール> ・元 川崎市税務部職員、市町村職員中央研修所教授 ・自治大学校税務会計特別コース修了、税理士試験合格 ・市町村職員中央研修所、千葉県自治研修センター等講師
ね ら い	地方公共団体への財源移譲などに伴い、滞納整理（滞納処分）の重要性が増している。本講義では、滞納処分の最終段階である「財産の換価・配当」について理解を深めるとともに、実践的な知識・手法の習得を図ることをねらいとします。
講 義 概 要	換価（公売）及び配当の手続き等について、基本である国税徴収法を中心として関係する各法令等を踏まえて解説する。 講義内容の主な項目は以下のとおりである。 ・換価の意義、換価の対象となる財産の範囲、換価の方法 ・公売の意義、公売実施手続きの概要 ・配当の意義、配当の原則 ・具体的な配当手続き
受講上の注意	
使用教材	講義レジュメ
効果測定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	なし

講義・演習概要 (シラバス)

税務・徴収コース第16期 (平成30年9月19日～平成30年10月12日)

課目名	交付要求・参加差押え
時限数	2時限
担当講師	<p>横浜市財政局主税部徴収対策課担当係長 川田 路人 <プロフィール> 平成11年11月 横浜市入庁 環境事業局鶴見事務所勤務 平成20年4月 金沢区総務部税務課勤務 平成23年1月 泉区総務部税務課担当係長 平成26年4月 泉区総務部地域振興課資源化推進担当係長 平成28年4月 泉区総務部地域振興課担当係長 平成30年4月 財政局主税部徴収対策課担当係長</p>
ねらい	複雑多岐にわたる滞納者の債務の状況に対応するため、「交付要求・参加差押え」に係る租税徴収について実践的な手法の修得を図る。
講義概要	横浜市の滞納整理における事例を交えた講義。
受講上の注意	なし
使用教材	なし
効果測定	なし
その他 (他の課目との関連)	

講義・演習概要 (シラバス)

税務・徴収コース第16期 (平成30年9月19日～平成30年10月12日)

課目名	レポート作成演習オリエンテーション
時限数	1時限
担当講師	国立国語研究所教授・一橋大学連携教授 石黒圭 <プロフィール> ・1993年3月一橋大学社会学部卒業 ・1999年3月早稲田大学文学研究科博士後期課程修了 ・1999年4月一橋大学留学生センター専任講師 ・2013年10月一橋大学国際教育センター教授 (2015年4月より現職)
ねらい	本コースで求められているレポート作成の考え方を知る。
講義概要	本講義では、まず、論文と小論文の相違点を分析し、続いて、論文とレポートの関係を検討するなかで、レポート作成の考え方の要点を学ぶ。
受講上の注意	事前にテキストを読んてくること。
使用教材	石黒圭『論文・レポートの基本』日本実業出版社
効果測定	
その他 (他の課目との関連)	

税務専門課程 第16期 税務・徴収コース Syllabus

作成 自治大学校教務部

〒190-8581 東京都立川市緑町10番地の1

TEL (042) 540-4502 (教務部直通)

FAX (042) 540-4505 (教務部)
